

## 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象の発生について

平成 23 年 3 月 13 日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

平成 23 年 3 月 11 日、当社・福島第一原子力発電所 1 号機（沸騰水型、定格出力 46 万キロワット、2 号機および 3 号機（沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、午後 2 時 46 分頃に宮城県沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

上記 3 プラントにおいて、2 系統ある外部電源のうちの 1 系統が故障停止し、外部電源が確保できない状態となり、非常用ディーゼル発電機が自動起動しました。

その後、午後 3 時 41 分、非常用ディーゼル発電機が故障停止し、これにより 1、2 および 3 号機の全ての交流電源が喪失したことから、午後 3 時 42 分に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象が発生したと判断し、第 1 次緊急時態勢を発令するとともに、同項に基づき経済産業大臣、福島県知事、大熊町長および双葉町長ならびに関係行政機関へ通報しました。

（お知らせ済み）

その後、3 号機において、高圧注水系が自動停止したことから、原子炉隔離時冷却系の再起動を試みましたが起動できないことから、非常用炉心冷却装置について、注水流量の確認ができないので、3 月 13 日午前 5 時 10 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注入不能）が発生したと判断しました。

以 上